

# 委託契約書(案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、未知なる茨城発見モニターツアー実施業務について、次のとおり委託契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 甲は、未知なる茨城発見モニターツアー実施業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## (業務の実施)

第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の定める未知なる茨城発見モニターツアー実施業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づいて実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

## (委託期間)

第3条 この契約の委託期間の期間は、契約締結の日から令和3年3月15日までとする。

## (委託費の限度額)

第4条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として金 円(消費税及び地方消費税の額 円を含む。)を超えない範囲で乙に支払うものとする。

## (委託費の支払)

第5条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第12条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式1)を甲に提出するものとする。

## (契約保証金)

第6条 (契約時に適宜記載)

## (再委託の制限等)

第7条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(第三者損害)

第8条 業務の実施にあたり、第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の損害(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(業務完了報告)

第11条 乙は、委託業務が完了したとき(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、業務完了報告書(別紙様式2)を、委託業務の終了した日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、実績報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第13条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条第1項及び第11条から前条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第15条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第16条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第19条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6  
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦

乙

(別記)

## 特記事項

### 1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会長 大井川 和彦 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 概 算 払 請 求 書

未知なる茨城発見モニターツアー実施業務の委託料に係る概算払請求について、下記のとおり請求します。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	
振 替 口 座	預金種別 普通・当座・その他
	口座番号
	フリガナ
	口座名義

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会長 大井川 和彦 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 業 務 完 了 報 告 書

下記の業務は、令和 年 月 日完了しましたので、契約書第11条の規定により報告します。

### 記

1 委託業務の名称

未知なる茨城発見モニターツアー実施業務

2 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 委託費（内訳は別紙のとおり）

4 事業成果品 別添のとおり

## 未知なる茨城発見モニターツアー実施業務委託仕様書（案）

### 1 委託事業名

未知なる茨城発見モニターツアー実施業務

### 2 委託の目的

茨城県の新たな魅力を発見及び宣伝するため、webライターやメディア等によるモニターツアーを実施し、観光客目線の発信による誘客促進及び新たな客層の開拓を図る。

### 3 事業内容

#### (1) 実施事業の概要

Webライターやイラストレーター、メディア・旅行業界関係者等を対象とした県内モニターツアーの実施

#### (2) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月15日（月）まで

#### (3) 予算規模

1,019,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 委託業務の詳細

下記の要件を満たすこととし、その他の内容を盛り込むことを妨げない。

#### (ア) モニターツアー

【テーマ】 契約後、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下、「協議会という。」）と協議の上設定したテーマ

（食や体験、近年認定された県内日本遺産又は夜景遺産等、茨城県ならではのテーマを想定。体験については、季節を問わないコンテンツとすること。）

【対象】 Webライターやイラストレーター、メディア・旅行業界関係者等 3名程度

【日程】 令和2年11月6日（金）から令和3年2月28日（日）までのうち

1泊2日（想定）

（乗車定員が今回乗車予定人数の2倍程度である貸切バスによる移動を想定、1回実施予定）

※行程は協議会と協議して決定すること

【その他】 効果的な事業実施を図るため、モニターツアー参加者に対し、謝金を払うことは妨げない。

#### 【主な内容】

##### ① モニターツアーの企画調整・募集・運営等一式

- ・ ツアー参加者の公募
- ・ 貸切バスの借り上げ（1泊2日で1回実施予定、1回につきバス1台及び添乗員1名の手配が必要）
- ・ ツアー参加者の宿泊（1泊朝夕2食付き）及び昼食（2回）の手配
- ・ 旅行保険への加入
- ・ 各体験観光施設への立ち寄り

※ 参加者全員が最低1回以上体験型観光を実施する行程であること。

※ 立ち寄り地は、「いばらきアマビエちゃん」登録施設を選定すること。

- ※ 行程には本県の魅力ある観光スポットを入れ込み、最終的な内容は、協議会との協議のうえ決定すること。
- ※ モニターツアーの参加者については、行程途中の参加、他の交通機関利用は原則不可とすること。
- ※ モニターツアー行程内における参加者の費用負担は、個人的な購入等を除き原則としてないものとする。

②参加者へのSNS・ブログ等による情報発信の働きかけ

- ・ 発信や投稿を促す仕掛けの提案及び実施

③参加者に対するアンケートの実施

④その他、モニターツアー実施に関して必要なこと

## 6 事業成果品

- (1) 事業実施報告書（A4判，左綴じカラー印刷，簡易製本，30頁程度）2部
- (2) (1)の電子データ（CD又はDVD）1枚

## 7 その他（共通事項）

- ・ 参加者及び施設等との調整は，受託業者が行うこと。
- ・ 事業実施にあたり制作する広告物等には，協議会の実施事業である旨を必ず明記すること。
- ・ 各種ガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項は，別途指示する。